FP相続新聞【相続貧乏にならないために】

相続税務調査があったら8割が修正申告!調査方法は?

平成 26年 2月号

税庁から発表された、平成24事務年度の相続税の税務調査実施状況によりますと、相続税課税者約5万人の内、約1.2万人(24%)が実地調査を受け、その内1万件(80% 紹)が

修申てす税調申後年正告い。務査告半から



2年後位迄に行われ、相続財産が3億円超の場合は、必ず調査があると思われます。では、具体的にどのように行われるのでしょうか?

相続税の税務調査は、事前に相続人代表者、または税理士に電話で日程について打診、場所は自宅を指定され、日程が2日間の一般的な例として、

(調査 第1日目)

1. 調査官の来訪・・・原則2人以上 です 2. 身分証明書の提示・・・お悔やみをの べた上で調査に着手 3. 世間話などか ら調査開始・・・①死亡原因(事故死か病 死か、療養期間は、意思能力や行為能 力はいつまであったか) ②経歴や職歴 (蓄財方法や財産の推定) ③趣味(ゴ ルフ会員権や骨董品のはないか) ④ 生前、財産の管理は誰が?(預金の区別、 名義預金・隠ぺいは) ⑤相続人の家族 の職業、所得(相続人の預金額との比較) ⑥納税資金はどこから?(申告漏れの金 融資産はないか) (7)その他の金融資 産はないか(具体名をあげての質問は事 前調査済) 4. 相続人の氏名・職業・筆 跡の確認・・・相続人代表の人に共同相

続人の氏名などを、税務署の便箋に記載 してもらい、筆跡をとっておき、亡親の預 金等の伝票や重要取引の筆跡突合せな どに役立てます。 5. 昼食のため休 憩・・・中断、近くで昼食 6. 貸金庫の 確認・・・事前に把握している金融機関に その日のうちに赴き、相続人に開けてもら い中を確認 7. トイレを借りるふりをし て室内の状況をさりげなく観察・・・銀行や 証券会社名のカレンダー・タオルはない 8. 重要書類等の保管場所の確 認・・・権利証・預金通帳等の保管場所に 同行、金庫であれば相続人に開けさせ中 を確認 9. 印鑑の印影の確認・・・すべ ての印鑑を税務署の便箋に空押しして印 影が写るかどうか確認した後、朱肉をつけ てすべての印影を便箋にとって、名義預 金等の判定を行う際の材料とします。空 押しで印影が写る場合は最近使用したと 推定できます。

(調査2日目)

1. 香典帳等の確認・・・香典帳・芳名録・ 年賀状・日記帳・メモ類等を確認 2. パソコン中の金融資産の管理・運用状 況の確認・・・最近の傾向として、ネット証 券・ネットバンキングへの対応のため、パ ソコンの中を確認したいといわれる事例が 増えています。 3. 問題点の絞込み・・・ 事前に署内で調査した項目を、証拠資料 に基づき確認を行います 4. 資料の預 り・・・確認しきれなかった部分について、 承諾を得た上で、署へ持ち帰り引続き調 査、必要に応じて金融機関に再度調査 依頼します ○特に問題点が見当たら なかった場合には、口頭により調査終了 の通知がありますが、問題点が生じた場 合には、後日税務署にて指摘を受けるこ ととなり、異論がない場合にはすぐに修正 申告を提出、反論材料がある場合は資料 を提出、判断を仰ぐこととなります。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士・社会保険労務士 加藤幸三郎